

東郷町安全なまちづくり条例

平成20年12月22日

条例第30号

(目的)

第1条 この条例は、町民の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪の防止について、基本理念及び犯罪のない安全なまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めるとともに、町、町民及び事業者の役割を明らかにし、相互に連携した取り組みを推進することにより、もって町民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に住所を有する者並びに町内に通勤し、通学し、滞在し、及び通過する者をいう。
- (2) 事業者 町内に事業所を設置して事業活動を行う者及び自己の居住の用又は事業活動の用に供する不動産以外の不動産を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (3) 防犯活動団体 町内において、安全なまちづくりのために防犯活動を行う団体をいう。

(基本理念)

第3条 町、町民、事業者、防犯活動団体その他関係する機関が相互の連携及び協力の下に、犯罪の発生が未然に防止された地域の生活環境を保持していく安全なまちづくりを推進し、これによって、町民が安全に安心して暮らせる地域社会を実現することを基本理念とする。

(町の役割)

第4条 町は、町民、事業者、防犯活動団体その他関係する機関と連携して、安全なまちづくりを推進するため、次に掲げる総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 安全なまちづくりのための広報及び啓発に関すること。

- (2) 安全なまちづくりのための町民、事業者及び防犯活動団体の自主的な活動の促進に関すること。
- (3) 犯罪の防止に配慮した環境の整備に関すること。
- (4) その他この条例の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(町民の役割)

第5条 町民は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 自らの安全は自らが確保するとの意識を高め、地域の連携を図りつつ、安全なまちづくりに関する自主的な活動を推進すること。
- (2) 町がこの条例に基づいて実施する安全なまちづくりに関する施策に協力すること。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 事業活動を行うに当たって、自主的な防犯活動上必要な措置を積極的に講じ、地域社会の一員として安全なまちづくりを推進すること。
- (2) 自己の居住の用又は事業活動の用以外に、町内に所有又は占有する不動産について、犯罪の防止に配慮した適正な管理を行うこと。
- (3) 町がこの条例に基づいて実施する安全なまちづくりに関する施策に協力すること。

(児童等の安全の確保)

第7条 町は、町が設置又は管理する小学校、中学校、保育所、児童館その他の施設の施設内における児童、生徒、幼児及び乳児（以下「児童等」という。）の安全を確保するよう努めるものとする。

2 町は、児童等が犯罪による被害を受けないための教育を充実するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第8条 町は、町民、事業者、防犯活動団体その他関係する機関の協力を得て、安全なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備するものとする。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。